

秋田県青少年健全育成審議会 平成28年度第3回環境浄化部会 議事概要

日時 平成28年12月1日(木) 午前10時00分～午前11時30分

場所 秋田県庁第二庁舎8階 特別会議室

1 出席者

○ 秋田県青少年健全育成審議会委員(敬称略、五十音順) 10名

石川 信 秋田県書店商業組合 監査役

石塚 弘子 秋田県警察本部生活安全部少年女性安全課 少年補導・保護  
対策係長

伊藤 一 秋田市立日新小学校 校長

奥田 義貴 NHK秋田放送局 放送部長

小松 洋輔 秋田少年鑑別所 所長

鈴木 朋子 元秋田県高等学校PTA連合会 副会長

高橋 秀晴 秋田県立大学 教授

中島 駿 秋田県BBS連盟副会長

成田 榮樹 秋田県立大館桂桜高等学校 校長

三浦 基 青少年育成秋田県民会議 会長

○ 事務局

男女共同参画課 佐藤 巧

2 議事(審議)

○ 優良図書1冊、有害図書7冊を諮問。

→ (事務局)

前回の平成28年度第2回環境浄化部会で、他県での図書の表紙を隠して陳列することが話題となりましたが、秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例及び同施行規則によって、有害図書陳列の際、表紙を隠すことも可能ですので補足します。

○ 事前審査の結果、ほとんどの方が可で、1名だけ否です。御意見は「着眼点は面白いし、交渉力は必要なものである。しかし、審査基準に照らして推奨とはならない」ですが、審査基準のどこに該当しないのか御説明願います。

→ (委員)「社会参画奉仕の精神」には丸をしませんでした。子ども達の心の成長に関わる本として考えたときに、「健全な精神の成長」も少し弱いと思いました。

文章も難解で全員が直ぐに読める感じでもなく否にしましたが、皆さんの意見をお聞きして考えたいと思います。

○ 今の御指摘に関して御意見いかがでしょうか。

→ (委員) 審査基準に照らすとちょっと足りないかなと思いました。今、グローバル

な考え方で世界と繋がることを考えれば、言わなくても分かるというような日本人的な考えではついて行けなくなるので、若い人たちには、この「交渉力」という題字を見てもらうだけでも良いし興味を持ってもらうために良い本だと思いました。

→ (委員) この本は是非、先生方に読んでほしいなと思いました。

高校生のこれからの人生にとっては有益なものだし、そういう生徒と一緒に生活している高校教育者にとっては必読書だなと思いました。

→ (委員) 本の中に「いじめ問題も軽減できる」という文言があったものですから、交渉能力を身につけることによって、スキルアップで、生徒指導のいじめ問題解消もあるのかなと思いました。教職員に読んでもらって、その上で生徒に繋がるようなものであれば良い本であると思いました。

ただ、審査基準の項目から判断すれば、なかなか拾えるものではないのですが、この本全体の良さにあえて感心しました。

→ (委員) この本の論点を簡単に言うため、「聞き上手は話し上手」という言葉を使いました。交渉は、自分の意見を言うだけではなく、相手の立場になって考えてものをしゃべるといえる能力がすごく重要と書いていて、高校生がこの考え方を使えばもっと交渉が上手くいくのではないかと考えました。

この年齢の人にも推奨でき、大人にもすごく使える考え方だと思いました。

→ (委員) 交渉力とか交渉学と書いてあると小手先の技術とも受け止められるのですが、人と人とのコミュニケーションという基礎的なところ、つまり、相手がどういうことを考えているのか、自分の一方的な思い込みではなくて、相手がまず何を考えているのか、感情的にならないで、相手とちゃんとキャッチボールできる、人と人がふれ合う基本的なことを教えている本と思いました。

中学生の上の学年の方から高校生以上くらいが読むのに一番適した本かなと思いましたし、人と人が何か一緒に物事を進めていくときに、すごく基本的なところを教えてくれている本で、優良にして良いと思いました。

○ 本に書いてある「交渉」という言葉は、駆け引きではなくて、その向こう側にあるコミュニケーション、人間関係、問題の立て方や解決の仕方、そういうものに係わった能力という問題があるという御指摘だと思います。

審査基準の項目は全て満たしている必要があるわけでもないのですが、一つの目安とします。

小学生や中学校低学年くらいの子どもであれば、難しさとか、誤解はあり得るけれど、中学校の後半から高校くらいまでの年齢であるとするならば、この16歳からというネーミングの奥にある世界を感じることができないのではないかと御意見もあります。推奨否とした委員も、こだわるものではないということでしたので、優良図書として推奨するというところでよろしいでしょうか。

→ (全委員) 異議なし

○ それでは、優良図書としては認めるということで決定したいと思います。

～有害図書審査～

○ 審査の方が終了したようですので、集計結果をお願いします。

→ (集計担当委員) 総合意見の欄は、お一人の方が1番の「mini SUGAR 1月号」について、「1話1話単独に見ると許せる範囲の恋愛ものとみられるが、何話も集まるとどうか。」ということで、そこを不明とされています。それ以外は全て指定対象とされています。

○ お一人の方が1番について、指定の要なしということですか。

→ (委員) 一話一話だったら、過剰な表現というわけではなくて、性描写は大きいですが許せる範囲で、少女まんがにもこのくらいは入っているかなという感じなんです。ただ、たくさん集まると、この1冊そのものはどうかなということ判断しかねたところでした。

○ 今の御意見に関していかがでしょうか。

→ (委員) 1冊のものに入っているときは、そこにたまたまあったものだけれど、そういう描写を求めて、それがぎゅっと入っている本を探すということは子どもの行為としてはよろしくないと思いますので、指定した方が良いでしょう。

○ やはり、集まることによって違う意味が起きるという感じなんではないでしょうか。

私も1番と、5番の「浮世艶草子お色気行脚」、この二つは、明らかにバツといえるかな、と思いました。その基準は、性描写はあるんですけど、ストーリー性があって、ある程度の必然性がこの2冊にはあると思ったんです。

ほかの本は、明らかに性行為や性描写、もろにそれだけしかないというかそれだけが目的だというのが明らかです。

人間にとって性とか、性欲とかは抜き差しならない問題であるので、人間や物語を描こうとすれば絡んでくるものです。

例えば、谷崎潤一郎はテキストにもありますし、日本近代文学から抜くわけにはいかないものです。美大などで行われる裸婦像のスケッチは芸術との線の引き方、高等学校では18歳の選挙権での指導との境目、などが問題になってくると思います。

この様に、線の引きにくいことはあると思います。

そういう意味で、この1番と5番もちゃんとした物語設定の中での男と女との出会いというのはあるかなと思いました。ただ、条例に照らし合わせれば性描写の数であるとか、レベルであるとか、子どもに見せたいかということになると総合的に言えば指定の必要ありということになるのですけれども。

昔、普通のマンガの中にもあの程度の描写はあったような気もするので、取り立ててそれがそうなのかなという疑問は1番と5番にはありましたが、ただ、総合的に判断した場合に、集まることによって違う意味が生じるという委員の御指摘もごもっともだと思います。

ということで、1番も有害の指定ということで皆さんよろしいでしょうか。

→ (全委員) 異議無し。

○ その他は、書いてくださった方全員一致で指定の要ありということなのですが、付け加えて御意見なりコメントある方いらっしゃいますか。

→ (全委員) 異議無し。

○ 今回の7冊に関して、当審議会としては有害指定の要ありとして知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

→ (全委員) 異議無し。